

## 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会における検討項目

**1 データについて**

- (1) データ提供の対象とする研究 [論点 1]
- (2) 提供するデータ [論点 2]
- (3) 提供するデータの性質
  - ア データの性質 [論点 3]
  - イ データ提供の根拠 [論点 4]
  - ウ 調査対象者の同意 [論点 5]
  - エ 匿名化の理由及び方法 [論点 6]
  - オ 匿名化の妥当性の判断 [論点 7]
- (4) 提供する場合のデータの形式 [論点 8]
- (5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係 [論点 9]

**2 データの提供先について**

- (1) 提供先の範囲 [論点 10]
  - ・申請が可能な研究者の要件
  - ・想定される対象研究機関
- (2) 試行期間の設定 [論点 11]
  - ・設定の是非
  - ・試行期間
  - ・試行期間における提供先の範囲
  - ・県立医科大学との共同研究する場合の範囲

**3 審査委員会について**

- (1) 審査委員会の役割 [論点 12]
- (2) 審査委員会委員の選任 [論点 13]
  - ・公平性、中立性の確保
  - ・委員構成
- (3) 審査範囲 [論点 14]
  - ・提供時及び公表前審査
  - ・申請内容に変更が生じた場合の審査
- (4) 審査方法 [論点 15]
- (5) 審査委員会の運営 [論点 16]

#### 4 審査基準

- (1) 利用目的
  - ・ 県民の利益の確保
  - ・ 公益性の確保
- (2) 利用の必要性
  - ・ データ利用の合理性
- (3) 利用資格
  - ・ 質の高い研究の確保
- (4) 利用条件
  - ・ 遵守事項
  - ・ 所属機関の承認
  - ・ 不適正利用に対する措置
- (5) 分析方法
  - ・ 倫理的妥当性、科学的合理性の確保
- (6) 結果公表の有無
  - ・ 学術論文等の形で研究成果の公表
- (7) 利用の場所、データの保管場所及び管理方法
  - ・ 提供データの適切な取扱い（セキュリティ関係）
- (8) その他